

令和 7 年度 公文書開示（3 月決定分）

[illegible]

令和7年度 公文書開示（3月決定分）

					決定区分					（根拠規定）条例7条										
月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	不開示理由等	所管局部課等
9	R8. 1. 20	R8. 3. 17	令和5～7年度の全都立学校において、〇〇会費の徴収又は〇〇事務の処理に関し、都立学校又は東京都教育委員会が、会費の取りまとめ、事務処理への関与、職員の協力等を行うことが可能であると判断する際に、学校又は都教委が作成又は取得した行政文書（通知、依頼文、照会・回答、事務連絡、Q&A、内部検討資料、整理メモ、決裁文書に限る）。 これには、学校と各学校〇〇との関係で、〇〇会費の徴収又は〇〇事務の委任・学校による取扱いを是認、指示又は黙認すると整理した際の文書、並びに、〇〇加入意思確認資料（入会届等）を保有していないと判断した理由及び、当該資料が不存在でも〇〇会費徴収等への関与が可能と整理した判断に関する文書を含む。					1											作成又は取得しておらず、存在しないため	教育庁都立学校教育 部高等学校教育課
10	R8. 3. 5	R8. 3. 17	(R7卒業) 挨拶原稿 (R7卒業) 司会原稿 (R7卒業) 説明原稿（高指課） (R7卒業) 説明原稿（特指課） 【資料】令和7年度卒業式参列に関する説明会 (R7入学) 挨拶原稿 (R7入学) 司会原稿 (R7入学) 説明原稿 1 (R7入学) 説明原稿 2 【資料】令和7年度入学式参列に関する説明会 (R7卒業式) 都立学校宛て (R7入学式) 都立学校宛て	64	1															教育庁指導部管理課
11	R8. 3. 6	R8. 3. 18	・ 入札実施報告書 ・ 保護者連絡ツール採点結果（価格点） ・ 保護者連絡ツール採点結果（技術点） ・ 保護者連絡ツール採点結果（最終点数）	7		1						1		1	1				・ 公にすることにより、今後の同種の公正な契約手続きに支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当） ・ 公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号に該当） ・ 公にすることにより、自由かつ率直な意見の交換が妨げられ、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第5号に該当） ・ 公にすることにより、公正な採点による事業者決定手続等、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）	教育庁総務部デジ タル推進課
12	R8. 3. 6	R8. 3. 18	・ 選定事業者の技術提案書				1					1							・ 公にすることにより、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるものであるため（東京都情報公開条例第7条第3号に該当）	教育庁総務部デジ タル推進課

令和7年度 公文書開示（3月決定分）

					決定区分					（根拠規定）条例7条										
月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	不開示理由等	所管局部課等
13	R8. 3. 9	R8. 3. 18	都立学校給食調理業務委託技術審査委員会技術点集計表	3		1						1		1	1				・公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号） ・公にすることにより、自由かつ率直な意見の交換が妨げられ、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第5号） ・公にすることにより、公正な採点による事業者決定手続等、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号）	教育庁都立学校教育 部学校健康推進課
14	R8. 3. 16	R8. 3. 24	都立葛飾盲学校（7）寄宿舎中庭改修工事 工事設計書	143	1															教育庁都立学校教育 部営繕課
15	R8. 3. 11	R8. 3. 24	「〇〇」問題関係省庁連絡会議の結果を踏まえた児童・生徒等の教育相談等の 取組について（提出）（令和4年12月6日付4世田泉高第1692号）	3		1					1								・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、東京都情報公開条例第7条第2号に該当するため	都立世田谷泉高等 学校
16	R8. 2. 20	R8. 3. 24	東京都立日比谷高等学校体育館 建具表				1						1		1				・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） ・公にすることにより、学校運営の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号）	都立日比谷高等学 校
17	R8. 2. 20	R8. 3. 24	東京都立戸山高等学校体育館 建具表				1						1		1				・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） ・公にすることにより、学校運営の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号）	都立戸山高等学校
18	R8. 2. 20	R8. 3. 24	東京都立上野高等学校体育館 建具表				1						1		1				・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） ・公にすることにより、学校運営の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号）	都立上野高等学校
19	R8. 3. 18	R8. 3. 27	・令和8年度東京都公立学校における保護者連絡ツールの共同調達に係る入札 実施報告書 ・保護者連絡ツール 予定価格一覧 ・保護者連絡ツール採点結果（価格点） ・保護者連絡ツール採点結果（技術点） ・保護者連絡ツール採点結果（最終点数）	7		1						1		1	1				・公にすることにより、今後の同種の公正な契約手続きに支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当） ・公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号に該当） ・公にすることにより、自由かつ率直な意見の交換が妨げられ、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第5号に該当） ・公にすることにより、公正な採点による事業者決定手続等、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）	教育庁総務部デジ タル推進課

令和7年度 公文書開示（3月決定分）

					決定区分					（根拠規定） 条例7条										
月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	不開示理由等	所管局部課等
20	R8. 1. 26	R8. 3. 27	(1) 教職員についての苦情等処理票 (2) 相談内容について (3) ○○○服務事故について（報告） (4) ○○○服務事故に関する事情聴取書 (5) ○○○服務事故に対する監督責任に関する事情聴取書 (6) ○○○会議の文書① (7) ○○○会議の文書② (8) ○○○次第① (9) ○○○次第②	48		1					1				1				・個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもののため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・相談事務の適正な運営に支障を来すため（東京都情報公開条例第7条第6号） ・人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障が生じるおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号） 等	教育庁人事部職員課
21	R8. 1. 26	R8. 3. 27	平成29年度に○○立○○内において発生したとされる教職員による服務規律違反事案に関する調査・検討・対応に係る公文書 東京都教育委員会または東京都教育庁が、当該事案に関する調査・検討・対応を行う過程で作成または取得した、以下の公文書一式 2 当該調査が継続中であること、又は調査期間を延長したことを示す決裁文書、報告書、内部記録等					1											作成及び取得しておらず、存在しないため	教育庁人事部職員課
22	R7. 4. 7	R8. 3. 27	・（通信制）生活指導に関する事項 ・（定時制）生活指導上の特別指導に関する規定	8		1									1				公にすることにより、学校における今後の生徒指導等に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）	都立一橋高等学校
23	R7. 4. 7	R8. 3. 27	生活指導部手引き	5		1									1				公にすることにより、学校における今後の生徒指導等に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）	都立三田高等学校
24	R7. 4. 7	R8. 3. 27	特別指導に関する規定（定時制課程）	2		1									1				公にすることにより、学校における今後の生徒指導等に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）	都立大崎高等学校
25	R7. 4. 7	R8. 3. 27	特別指導の規定（再改定版）について	2		1									1				公にすることにより、学校における今後の生徒指導等に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）	都立雪谷高等学校
26	R7. 4. 7	R8. 3. 27	・ 学校生活のきまり「森高生として守ること」 ・ 学校生活のきまり（教員集約）	15	1															都立大森高等学校
27	R7. 4. 7	R8. 3. 27	・ 特別指導についての確認事項（全日制課程） ・ 重篤な事案に相当しない校則違反に関する指導について（定時制課程） ・ 生徒会アンケート集約（全日制課程）	18		1									1				・ 公にすることにより、学校における今後の生徒指導等に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当） ・ 公にすることにより、セキュリティ保護に重大な影響を及ぼし、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）	都立大森高等学校
28	R7. 4. 7	R8. 3. 27	令和7年度（2025年度）東京都立田園調布高等学校生活指導規定	19		1									1				公にすることにより、学校における今後の生徒指導等に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）	都立田園調布高等学校
29	R7. 4. 7	R8. 3. 27	生活指導内規	11		1									1				公にすることにより、学校における今後の生徒指導等に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）	都立蒲田高等学校
30	R7. 4. 7	R8. 3. 27	校則	4	1															都立つばさ総合高等学校
31	R7. 4. 7	R8. 3. 27	生徒特別指導における規定（骨子）	2		1									1				公にすることにより、学校における今後の生徒指導等に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）	都立六郷工科高等学校

令和7年度 公文書開示（3月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					（根拠規定） 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
49	R7. 4. 7	R8. 3. 27	生活指導部内規	6		1									1				公にすることにより、学校における今後の生徒指導等に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）	都立鷺宮高等学校
50	R7. 4. 7	R8. 3. 27	特別指導マニュアル	2		1									1				公にすることにより、学校における今後の生徒指導等に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）	都立富士高等学校
51	R7. 4. 7	R8. 3. 27	生活指導部内規（令和7年度版）	8		1									1				公にすることにより、学校における今後の生徒指導等に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）	都立武蔵丘高等学校
52	R7. 4. 7	R8. 3. 27	式典等における「ドレスコード」	1	1															都立荻窪高等学校
53	R7. 4. 7	R8. 3. 27	生活指導部規定	10		1									1				公にすることにより、学校における今後の生徒指導等に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）	都立荻窪高等学校
54	R7. 4. 7	R8. 3. 27	令和7年生活指導規定	4		1									1				公にすることにより、学校における今後の生徒指導等に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）	都立杉並高等学校
55	R7. 4. 7	R8. 3. 27	2025年度 生活指導部の手引き	14		1									1				公にすることにより、学校における今後の生徒指導等に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）	都立石神井高等学校
56	R7. 4. 7	R8. 3. 27	大泉高等学校 生徒手帳 大泉高等学校 050413 拡大生活指導部会記録 大泉高等学校 051012 拡大生活指導部会記録 大泉高等学校 060610 拡大生活指導部会記録	41	1															都立大泉高等学校
57	R7. 4. 7	R8. 3. 27	大泉高等学校 指導等内容（中高）	10		1									1				公にすることにより、学校における今後の生徒指導等に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）	都立大泉高等学校
58	R7. 4. 7	R8. 3. 27	生徒心得・制服規定 練馬高校の生活指導案内	6	1															都立練馬高等学校
59	R7. 4. 7	R8. 3. 27	令和7年度 生活指導方針	1		1									1				公にすることにより、学校における今後の生徒指導等に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）	都立練馬高等学校
60	R7. 4. 7	R8. 3. 27	令和7(2025)年度 生徒指導方針	11	1															都立光丘高等学校
61	R7. 4. 7	R8. 3. 27	令和7(2025)年度 生徒指導部内規	11		1									1				公にすることにより、学校における今後の生徒指導等に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）	都立光丘高等学校
62	R7. 4. 7	R8. 3. 27	令和7年度生徒指導部校内規定	22		1									1				公にすることにより、学校における今後の生徒指導等に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）	都立杉並総合高等学校
63	R7. 4. 7	R8. 3. 27	学校生活の手引き〔生活〕	17		1					1								個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため（東京都情報公開条例第7条第2号に該当）	都立稔ヶ丘高等学校
64	R7. 4. 7	R8. 3. 27	大泉桜高校 校則の見直しについて 大泉桜高校 生活指導内規	19		1									1				・公にすることにより、学校における今後の生徒指導等に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当） ・公にすることにより、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）	都立大泉桜高等学校
65	R7. 4. 7	R8. 3. 27	第四商業高等学校 指導内規	3		1									1				公にすることにより、学校における今後の生徒指導等に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）	都立第四商業高等学校

令和7年度 公文書開示（3月決定分）

					決定区分					（根拠規定） 条例7条										
月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	不開示理由等	所管局部課等
66	R7. 4. 7	R8. 3. 27	特別指導マニュアル	8		1									1				公にすることにより、学校における今後の生徒指導等に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）	都立練馬工科高等学校
67	R7. 4. 7	R8. 3. 27	令和7年度生徒心得	3	1															都立農芸高等学校
68	R7. 4. 7	R8. 3. 27	生活上の諸注意	4		1									1				公にすることにより、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）	都立竹早高等学校
69	R7. 4. 7	R8. 3. 27	向丘高校の生徒としての生活 校則見直しスカート丈の検討アンケート 校則見直しについてスカート丈の検討生徒募集 校則見直しについてスカート丈の検討保護者募集 第1回校則見直しについて7年度以降スカート丈検討会議おしらせ 第2回校則見直しについて7年度以降スカート丈検討会議報告 第3回校則見直しについて7年度以降スカート丈検討会議最終報告	14	1															都立向丘高等学校
70	R7. 4. 7	R8. 3. 27	R7_校内規定生徒部 第1回校則の見直し制服スカートの丈について検討会議報告	4		1					1				1				・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため（東京都情報公開条例第7条第2号に該当） ・公にすることにより、学校における今後の生徒指導等に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）	都立向丘高等学校
71	R7. 4. 7	R8. 3. 27	（1）全日制 ・25学校生活上の注意 新入生のみなさんへ ・学校生活規則の見直しに関する手順について ・生徒部記録（校則見直し） （2）定時制 ・学校生活規則の見直しに関する手順について ・校則の見直し会議録（令和6年度） ・学校生活の手引 SNSルール追加について 案 ・SNS利用について（案） ・生徒会意見記録（校則見直し）	10	1															都立豊島高等学校
72	R7. 4. 7	R8. 3. 27	（1）全日制 ・校内内規（特別指導案件） ・学運協記録（校則見直し） （2）定時制 ・生徒指導部 校内規程	4		1					1				1				・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため（東京都情報公開条例第7条第2号に該当） ・公にすることにより、学校における今後の生徒指導等に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）	都立豊島高等学校
73	R7. 4. 7	R8. 3. 27	校内規定集	1		1									1				公にすることにより、学校における今後の生徒指導等に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）	都立文京高等学校
74	R7. 4. 7	R8. 3. 27	令和7年度生徒手帳 注意事項	8	1															都立北園高等学校
75	R7. 4. 7	R8. 3. 27	特別指導に関する申し合わせ事項	8		1									1				公にすることにより、学校における今後の生徒指導等に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）	都立北園高等学校

令和7年度 公文書開示（3月決定分）

					決定区分					（根拠規定） 条例7条										
月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	不開示理由等	所管局部課等
76	R7. 4. 7	R8. 3. 27	令和7年度校内内規	4		1									1				・公にすることにより、学校における今後の生徒指導等に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当） ・公にすることにより、本校における施設及び生徒の安全管理に重大な影響を及ぼし、学校運営に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）	都立板橋高等学校
77	R7. 4. 7	R8. 3. 27	全日制 令和7年度生徒指導マニュアル 定時制 特別指導の手順 定時制 生活指導部内規	18		1									1				公にすることにより、学校における今後の生徒指導等に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）	都立大山高等学校
78	R7. 4. 7	R8. 3. 27	臨時生活指導部会記録	4	1															都立桐ヶ丘高等学校
79	R7. 4. 7	R8. 3. 27	生活指導部 指導指針	5		1									1				公にすることにより、学校における今後の生徒指導等に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）	都立桐ヶ丘高等学校
80	R7. 4. 7	R8. 3. 27	生活指導に関する規程	16		1									1				公にすることにより、学校における今後の生徒指導等に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）	都立王子総合高等学校
81	R7. 4. 7	R8. 3. 27	生徒部内規～令和7年度～	7		1									1				公にすることにより、学校における今後の生徒指導等に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）	都立飛鳥高等学校
82	R7. 4. 7	R8. 3. 27	（1）全日制課程 「生活指導部内規」（令和7年3月一部改定） （2）定時制課程 「校内規定集 生活指導部編 令和7（2025）年度以降」	16		1									1				公にすることにより、学校における今後の生徒指導等に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）	都立板橋有徳高等学校
83	R7. 4. 7	R8. 3. 27	千早高等学校 生徒心得	30	1															都立千早高等学校
84	R7. 4. 7	R8. 3. 27	生活指導部関係規定	7		1									1				公にすることにより、学校における今後の生徒指導等に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）	都立千早高等学校
85	R7. 4. 7	R8. 3. 27	生徒心得【工芸定時制】	2	1															都立工芸高等学校
86	R7. 4. 7	R8. 3. 27	特別指導の指導計画【工芸全日制】	2		1									1				公にすることにより、学校における今後の生徒指導等に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）	都立工芸高等学校
87	R7. 4. 7	R8. 3. 27	生活指導規程（令和7年4月1日版） R4改定経過	15	1															都立赤羽北桜高等学校
88	R7. 4. 7	R8. 3. 27	R6改定経過 特別指導マニュアル（令和7年4月1日版）	18		1					1				1				・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため（東京都情報公開条例第7条第2号に該当） ・公にすることにより、学校における今後の生徒指導等に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）	都立赤羽北桜高等学校
89	R7. 4. 7	R8. 3. 27	令和7年度生徒会会則	5	1															都立日本橋高等学校
90	R7. 4. 7	R8. 3. 27	令和7年度生活指導内規および資料	5		1									1				公にすることにより、学校における今後の生徒指導等に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）	都立日本橋高等学校
91	R7. 4. 7	R8. 3. 27	特別指導内規	2		1									1				公にすることにより、学校における今後の生徒指導等に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）	都立白鷗高等学校

令和7年度 公文書開示（3月決定分）

					決定区分					（根拠規定） 条例7条										
月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	不開示理由等	所管局部課等
92	R7. 4. 7	R8. 3. 27	特別指導申し合わせ	1		1									1				公にすることにより、学校における今後の生徒指導等に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）	都立忍岡高等学校
93	R7. 4. 7	R8. 3. 27	令和7年度生活指導部内規(特別指導)	1		1									1				公にすることにより、学校における今後の生徒指導等に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）	都立上野高等学校
94	R7. 4. 7	R8. 3. 27	2025年度 生活指導マニュアル	18		1									1				公にすることにより、学校における今後の生徒指導等に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）	都立竹台高等学校
95	R7. 4. 7	R8. 3. 27	生徒心得	3	1															都立江北高等学校
96	R7. 4. 7	R8. 3. 27	生活指導、部・同好会規定、保健室利用について	14		1									1				公にすることにより、学校における今後の生徒指導等に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）	都立足立西高等学校
97	R7. 4. 7	R8. 3. 27	生活指導部指導内規	2		1									1				公にすることにより、学校における今後の生徒指導等に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）	都立足立東高等学校
98	R7. 4. 7	R8. 3. 27	生活指導部による指導について	4		1									1				公にすることにより、学校における今後の生徒指導等に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）	都立青井高等学校
99	R7. 4. 7	R8. 3. 27	足立新田高校特別指導規定	1		1									1				公にすることにより、学校における今後の生徒指導等に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）	都立足立新田高等学校
100	R7. 4. 7	R8. 3. 27	生徒心得 OSL 生徒心得について（各分掌、年次からいただいた意見を集約） 生徒心得（令和6年度向け修正案） 部活動関係（生活支援部 企画調整会議資料）	25	1															都立小台橋高等学校
101	R7. 4. 7	R8. 3. 27	令和7年度生徒指導内規	5		1									1				公にすることにより、学校における今後の生徒指導等に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）	都立小台橋高等学校
102	R7. 4. 7	R8. 3. 27	・改訂版「生活指導ハンドブック」〔R7(2025)年度版〕 ・R7 禁止事項の確認[掲示用] ・改訂版「授業中の心得」〔掲示用〕	21	1															都立浅草高等学校
103	R7. 4. 7	R8. 3. 27	・浅草高校_「令和7(2025)年度版_特別指導ガイドライン」	10		1									1				公にすることにより、学校における今後の生徒指導等に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）	都立浅草高等学校
104	R7. 4. 7	R8. 3. 27	特別指導内規	8		1									1				公にすることにより、学校における今後の生徒指導等に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）	都立蔵前工科高等学校
105	R7. 4. 7	R8. 3. 27	生活指導部校務取扱要項	5		1									1				公にすることにより、学校における今後の生徒指導等に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）	都立荒川工科高等学校
106	R7. 4. 7	R8. 3. 27	生活指導基準（令和7年4月7日）	1		1									1				公にすることにより、学校における今後の生徒指導等に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）	都立足立工科高等学校
107	R7. 4. 7	R8. 3. 27	制服自由選択制へのスケジュール 都立両国高等学校 部活動規定 令和6年度 制服検討委員会構成員一覧表（東京都立両国高等学校・同附属中学校合同設置）	5	1															都立両国高等学校
108	R7. 4. 7	R8. 3. 27	東京都立両国高等学校生活指導に関する規定	2		1									1				公にすることにより、学校における今後の生徒指導等に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）	都立両国高等学校

令和7年度 公文書開示（3月決定分）

					決定区分					（根拠規定） 条例7条										
月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	不開示理由等	所管局部課等
109	R7. 4. 7	R8. 3. 27	生徒の生活に関する規定・心得	11	1															都立墨田川高等学校
110	R7. 4. 7	R8. 3. 27	生徒心得の一部変更（改正）について	3	1															都立本所高等学校
111	R7. 4. 7	R8. 3. 27	令和7年度校内規定（生徒指導部）	4		1									1				公にすることにより、学校における今後の生徒指導等に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）	都立本所高等学校
112	R7. 4. 7	R8. 3. 27	生徒心得	3	1															都立葛飾野高等学校
113	R7. 4. 7	R8. 3. 27	葛飾野高校生活指導部内規（R7改訂）	4		1									1				公にすることにより、学校における今後の生徒指導等に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）	都立葛飾野高等学校
114	R7. 4. 7	R8. 3. 27	（全日制）生徒による校則変更等の手順	1	1															都立南葛飾高等学校
115	R7. 4. 7	R8. 3. 27	（定時制）生徒部指導内規	1		1									1				公にすることにより、学校における今後の生徒指導等に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）	都立南葛飾高等学校
116	R7. 4. 7	R8. 3. 27	校内規定 生活指導	1		1									1				公にすることにより、学校における今後の生徒指導等に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）	都立深川高等学校
117	R7. 4. 7	R8. 3. 27	・校則の点検・見直しについて（依頼） ・日常生活の決まり改訂について（お知らせ）	15	1															都立東高等学校
118	R7. 4. 7	R8. 3. 27	生活指導上の特別指導に関する規準	7		1									1				公にすることにより、学校における今後の生徒指導等に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）	都立東高等学校
119	R7. 4. 7	R8. 3. 27	校則等に違反した際の指導内容	1		1									1				公にすることにより、学校における今後の生徒指導等に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）	都立城東高等学校
120	R7. 4. 7	R8. 3. 27	生活指導部指導内規	2		1									1				公にすることにより、学校における今後の生徒指導等に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）	都立小松川高等学校
121	R7. 4. 7	R8. 3. 27	校則及び諸ルール（全日制）、生活指導上の特別指導に関する規定（全日制）、生徒部規約（定時制）、生徒部内規（定時制）	11		1									1				公にすることにより、学校における今後の生徒指導等に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）	都立江戸川高等学校
122	R7. 4. 7	R8. 3. 27	（1）令和7年度生活マニュアル（全日制） （2）令和7年度生活指導体制（定時制）	13		1									1				公にすることにより、学校における今後の生徒指導等に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）	都立葛西南高等学校
123	R7. 4. 7	R8. 3. 27	令和7年度校則 令和5年度生徒心得変更 令和6年度生徒心得変更	28	1															都立篠崎高等学校
124	R7. 4. 7	R8. 3. 27	令和7年度生活指導規程集	6		1									1				公にすることにより、学校における今後の生徒指導等に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）	都立篠崎高等学校
125	R7. 4. 7	R8. 3. 27	令和7年度生徒手帳（本文）	20	1															都立紅葉川高等学校
126	R7. 4. 7	R8. 3. 27	問題行動に関する指導規定	8		1									1				公にすることにより、学校における今後の生徒指導等に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）	都立紅葉川高等学校
127	R7. 4. 7	R8. 3. 27	・2025年度生徒ハンドブック ・令和7年度生活指導細則	52		1							1		1				・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） ・公にすることにより、学校における今後の生徒指導等に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）	都立大江戸高等学校
128	R7. 4. 7	R8. 3. 27	全日制「校内規定 生活指導部」 定時制「生活指導内規」	15		1									1				公にすることにより、学校における今後の生徒指導等に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）	都立葛飾商業高等学校

令和7年度 公文書開示（3月決定分）

					決定区分					（根拠規定） 条例7条										
月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	不開示理由等	所管局部課等
129	R7. 4. 7	R8. 3. 27	令和7年度新入生手引	10	1															都立江東商業高等学校
130	R7. 4. 7	R8. 3. 27	令和7年度校内規定 定期考査監督マニュアル	8		1									1				公にすることにより、学校における今後の生徒指導等に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）	都立江東商業高等学校
131	R7. 4. 7	R8. 3. 27	生徒心得	8	1															都立葛西工科高等学校
132	R7. 4. 7	R8. 3. 27	生活指導部内規	1		1									1				公にすることにより、学校における今後の生徒指導等に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）	都立葛西工科高等学校
133	R7. 4. 7	R8. 3. 27	生徒部内規 令和7年4月1日発行	12		1									1				公にすることにより、学校における今後の生徒指導等に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）	都立科学技術高等学校
134	R7. 4. 7	R8. 3. 27	生活指導部 指導要領 令和7（2025）年度版 生活指導部 校内規定 定時制課程	13		1									1				公にすることにより、学校における今後の生徒指導等に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）	都立農産高等学校
135	R7. 4. 7	R8. 3. 27	特別指導規定	7		1									1				公にすることにより、学校における今後の生徒指導等に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）	都立橘高等学校
136	R7. 4. 7	R8. 3. 27	生徒指導マニュアル	11		1									1				公にすることにより、学校における今後の生徒指導等に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）	都立八王子北高等学校
137	R7. 4. 7	R8. 3. 27	特別指導について	1		1									1				公にすることにより、学校における今後の生徒指導等に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）	都立松が谷高等学校
138	R7. 4. 7	R8. 3. 27	令和7年度年度初めの確認及び生活指導部申し合わせ事項	11		1									1				公にすることにより、学校における今後の生徒指導等に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）	都立野津田高等学校
139	R7. 4. 7	R8. 3. 27	小川高等学校 制服PT記録	5	1															都立小川高等学校
140	R7. 4. 7	R8. 3. 27	小川高等学校 校内規定	10		1									1				公にすることにより、学校における今後の生徒指導等に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）	都立小川高等学校
141	R7. 4. 7	R8. 3. 27	令和6年度「生徒の心得」変更のお知らせ	1	1															都立山崎高等学校
142	R7. 4. 7	R8. 3. 27	令和7年度校務内規・生徒部内規（特別指導基準）	4		1									1				公にすることにより、学校における今後の生徒指導等に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）	都立山崎高等学校
143	R7. 4. 7	R8. 3. 27	生活指導部校内規定 令和7年度	18		1									1				公にすることにより、学校における今後の生徒指導等に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）	都立翔陽高等学校
144	R7. 4. 7	R8. 3. 27	2025問題行動指導マニュアル	18		1									1				公にすることにより、学校における今後の生徒指導等に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）	都立八王子拓真高等学校
145	R7. 4. 7	R8. 3. 27	令和7年度生徒指導に関する規程	10		1									1				公にすることにより、学校における今後の生徒指導等に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）	都立町田工科高等学校
146	R7. 4. 7	R8. 3. 27	令和7年度生徒心得 令和7年度服装規定（変更前・変更後）	5	1															都立八王子桑志高等学校
147	R7. 4. 7	R8. 3. 27	令和7年度身だしなみ指導・頭髪指導 令和7年度特別指導に関する規定	8		1									1				公にすることにより、学校における今後の生徒指導等に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）	都立八王子桑志高等学校
148	R7. 4. 7	R8. 3. 27	問題行動に対する指導の手順	2		1									1				公にすることにより、学校における今後の生徒指導等に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）	都立昭和高等学校

令和7年度 公文書開示（3月決定分）

					決定区分					（根拠規定） 条例7条										
月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	不開示理由等	所管局部課等
149	R7. 4. 7	R8. 3. 27	・生活指導 確認事項【令和7年度版】 ・新累積指導の流れ ・新累積指導届 ・特別指導に関する申し合わせ（令和7年度版）	8		1									1				公にすることにより、学校における今後の生徒指導等に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）	都立武蔵村山高等学校
150	R7. 4. 7	R8. 3. 27	・生活指導について	1	1															都立東大和南高等学校
151	R7. 4. 7	R8. 3. 27	多摩高等学校 生徒支援部の方針	5		1					1				1				・公にすることにより、学校における今後の生徒指導等に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当） ・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため（東京都情報公開条例第7条第2号に該当）	都立多摩高等学校
152	R7. 4. 7	R8. 3. 27	（1）【全日制】特別指導ガイドライン （2）【全日制】特別指導の流れ （3）【定時制】生徒指導及び生徒特別指導についての規約 （4）【定時制】遅刻早退・授業の中抜け・外出及び授業中のスマートフォン使用に対する指導	12		1									1				公にすることにより、学校における今後の生徒指導等に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）	都立福生高等学校
153	R7. 4. 7	R8. 3. 27	令和7年度生活指導部指導計画	3		1									1				公にすることにより、学校における今後の生徒指導等に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）	都立秋留台高等学校
154	R7. 4. 7	R8. 3. 27	令和7年度生徒心得	8	1															都立羽村高等学校
155	R7. 4. 7	R8. 3. 27	令和7年度生活指導部規定	3		1									1				公にすることにより、学校における今後の生徒指導等に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）	都立羽村高等学校
156	R7. 4. 7	R8. 3. 27	生活の心得や規定（〇〇 生徒手帳より）	5	1															都立五日市高等学校
157	R7. 4. 7	R8. 3. 27	【生活指導部規定】（2025） 生活指導マニュアル（R07）	10		1									1				公にすることにより、学校における今後の生徒指導等に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）	都立五日市高等学校
158	R7. 4. 7	R8. 3. 27	青梅総合高等学校_本校の生活指導【全・生徒保護者用】	7	1															都立青梅総合高等学校
159	R7. 4. 7	R8. 3. 27	青梅総合高等学校_本校の生活指導【全・ガイドライン】	7		1									1				公にすることにより、学校における今後の生徒指導等に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）	都立青梅総合高等学校
160	R7. 4. 7	R8. 3. 27	東京都立立川緑高等学校 生活指導部校内規定（特別指導編）	10		1									1				公にすることにより、学校における今後の生徒指導等に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）	都立立川緑高等学校
161	R7. 4. 7	R8. 3. 27	東京都立瑞穂農芸高等学校 特別指導規定（全日制）	2		1									1				公にすることにより、学校における今後の生徒指導等に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）	都立瑞穂農芸高等学校
162	R7. 4. 7	R8. 3. 27	令和7年度 高校生活の手引き	7	1															都立武蔵高等学校
163	R7. 4. 7	R8. 3. 27	指導対象となる問題行動	1		1									1				公にすることにより、学校における今後の生徒指導等に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）	都立武蔵野北高等学校

令和 7 年度 公文書開示（3 月決定分）

[illegible]

令和7年度 公文書開示（3月決定分）

					決定区分					（根拠規定）条例7条										
月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	不開示理由等	所管局部課等
181	R7. 4. 7	R8. 3. 27	特別指導について 企画調整会議（令和5年11月14日） 職員会議（令和5年11月15日） 企画調整会議（令和5年11月21日）	11		1					1				1				・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため（東京都情報公開条例第7条第2号に該当） ・公にすることにより、学校における今後の生徒指導等に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）	都立調布北高等学校
182	R7. 4. 7	R8. 3. 27	東京都立狛江高等学校 校務の手引き 生徒部関係	3		1									1				公にすることにより、学校における今後の生徒指導等に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）	都立狛江高等学校
183	R7. 4. 7	R8. 3. 27	特別指導	1		1									1				公にすることにより、学校における今後の生徒指導等に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）	都立永山高等学校
184	R7. 4. 7	R8. 3. 27	令和7年度生活指導部規定	16		1									1				・公にすることにより、学校における今後の生徒指導等に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当） ・公にすることにより、セキュリティ保護に重大な影響を及ぼし、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）	都立若葉総合高等学校
185	R7. 4. 7	R8. 3. 27	令和7年度生活指導部規定集	7	1															都立第五商業高等学校
186	R7. 4. 7	R8. 3. 27	問題行動に対する指導基準	7		1									1				公にすることにより、学校における今後の生徒指導等に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）	都立第五商業高等学校
187	R7. 4. 7	R8. 3. 27	・生活指導部内規 ・生活指導部規定	18		1									1				公にすることにより、学校における今後の生徒指導等に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）	都立農業高等学校
188	R7. 4. 7	R8. 3. 27	生徒指導部内規	2		1									1				公にすることにより、学校における今後の生徒指導等に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）	都立大島高等学校
189	R7. 4. 7	R8. 3. 27	令和7年度生活指導内規	4		1									1				公にすることにより、学校における今後の生徒指導等に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）	都立神津高等学校
190	R7. 4. 7	R8. 3. 27	（1）生活指導内規 （2）校務の手引き（生活指導部分）	7		1									1				公にすることにより、学校における今後の生徒指導等に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）	都立三宅高等学校

令和7年度 公文書開示（3月決定分）

					決定区分					（根拠規定） 条例7条										
月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	不開示理由等	所管局部課等
191	R7. 4. 7	R8. 3. 27	・ 校則等の見直し（令和4年度） 生徒会 標準服制度 企画書 生徒会 標準服制度 企画書 2 生徒会アンケート 1 生徒会アンケート 2 第三回標準服制度試用期間実施要項 第二回試用期間アンケート教員 第二回試用期間アンケート生徒 第二回標準服制度使用期間企画書 標準服アンケート グラフ 標準服アンケート 結果 標準服試用期間説明会振り返り 標準服制度 生徒の意見 ・ 校則等の見直し（令和5年度） 第三回1学期標準服制度試用期間アンケート結果 kyouinn 第三回1学期標準服制度試用期間アンケート結果 第三回標準服制度試用期間アンケート結果 標準服制度 最終調整 保護者会 2023, 6	110	1															都立八丈高等学校
192	R7. 4. 7	R8. 3. 27	・ R7年度生活指導校内規定 ・ 校則等の見直し（令和4年度） 第二回標準服制度試用期間説明会 ・ 校則等の見直し（令和5年度） R5意見交換会実施要項 R5生徒総会 実施要項	21		1					1				1				・ 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため（東京都情報公開条例第7条第2号に該当） ・ 公にすることにより、学校における今後の生徒指導等に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当） ・ 公にすることにより、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）	都立八丈高等学校
193	R7. 4. 7	R8. 3. 27	令和7年度東京都立小笠原高等学校生活指導部内規	5	1															都立小笠原高等学校
194	R7. 4. 7	R8. 3. 27	令和7年度小笠原高等学校生徒指導について（校内マニュアル）	6		1									1				公にすることにより、学校における今後の生徒指導等に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）	都立小笠原高等学校
195	R7. 4. 7	R8. 3. 27	（1） 令和7年度 校内規定集 生徒部指導方針 （2） 謹慎期間の生活 （3） 後期課程生活（特別）指導 校内規定 （4） 後期生用 問題行動の生徒指導の進め方 （5） 特別指導の指導計画 （6） 問題行動への基本的な対応【前期課程】 （7） 問題行動指導【前期課程】	25		1									1				公にすることにより、学校における今後の生徒指導等に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）	都立南多摩中等教育学校

令和7年度 公文書開示（3月決定分）

					決定区分					（根拠規定）条例7条										
月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	不開示理由等	所管局部課等
196	R7. 4. 7	R8. 3. 27	1. 東京都立高等学校及び東京都立中等教育学校の各校における、令和7年度の校則。（ここで「校則」とは、「生徒心得」や「生活のきまり」などと呼ばれることもある、生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律のことを指す。なお、「生徒指導内規」などの教職員の申し合わせのための文書に、生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律の記載がある場合はその文書も含む。） 2. 上記「1」において、「詳細は別紙に定める」等の記載がある場合、その別紙にあたる文書。 3. 上記「1」に関連して、その校則に違反した場合の指導や処分について記載された文書（一般には「生活指導内規」などの教職員の申し合わせのための文書等に記載されている）。 4. 上記「1」に関連して、その校則の策定や見直しに関する手続きについて記載された文書。 上記の請求内容のうち、別紙記載の都立高等学校及び中等教育学校に係る公文書																各校のホームページにおいて閲覧可能な情報であり、東京都情報公開条例第18条第2項「インターネットの利用その他実施機関の定める方法により公表若しくは提供を行っている情報と同一の情報が記載された公文書については、当該公文書の開示をしないものとする。」に該当するため	教育庁総務部総務課
197	R7. 4. 7	R8. 3. 27	1. 東京都立高等学校及び東京都立中等教育学校の各校における、令和7年度の校則。（ここで「校則」とは、「生徒心得」や「生活のきまり」などと呼ばれることもある、生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律のことを指す。なお、「生徒指導内規」などの教職員の申し合わせのための文書に、生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律の記載がある場合はその文書も含む。） 2. 上記「1」において、「詳細は別紙に定める」等の記載がある場合、その別紙にあたる文書。 3. 上記「1」に関連して、その校則に違反した場合の指導や処分について記載された文書（一般には「生活指導内規」などの教職員の申し合わせのための文書等に記載されている）。 4. 上記「1」に関連して、その校則の策定や見直しに関する手続きについて記載された文書。 5. 東京都立高等学校及び東京都立中等教育学校の各校において、令和4年度以降に校則の見直しを行った場合、その見直しの手続き、日程、参画者、見直しの過程、結果等が記載された文書。 （1）上記1及び2について、別紙1の都立高等学校分 （2）上記3について、別紙2の都立高等学校及び中等教育学校分 （3）上記4について、別紙3の都立高等学校及び中等教育学校分 （4）上記5について、別紙4の都立高等学校及び中等教育学校分				1												現に保有しておらず、存在しないため	教育庁総務部総務課